

交野市ブロック塀等 撤去・改修 促進事業補助金交付申請 手続きの流れ

ブロック塀等の撤去・改修補助申請の申請書提出から補助金受け取りまでの流れについて、下記をご参照ください。

1. 交野市ブロック塀等撤去・改修促進事業補助金交付申請書（様式第1号）の提出・・・申請者

- ・申請書の記入方法、添付書類等については次ページをご参照ください。
- ・代理受領制度の利用を予定されている方は、代理受領予定届出書（様式第2号）を提出してください。

2. 交野市ブロック塀等撤去・改修促進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知・・・市

- ・内容審査の上、補助金交付決定を通知します。（提出から1週間程度。）
- なお、この通知があるまでは契約や除却工事等を事前に行わないでください。（補助金が受け取れなくなりますのでご注意ください。）

3. 交野市ブロック塀等撤去・改修工事着手届（様式第5号）により届け出・・・申請者

- ・交付決定通知書（様式第3号）が届きましたら、受け取った日から30日以内に撤去・改修工事に着手し、工事着手届（様式第5号）に契約書の写しを添付し提出してください。撤去・改修工事の実施日は施工業者と調整してください。

4. 交野市ブロック塀等撤去・改修工事完了報告書（様式第12号）の提出・・・申請者

- ・工事を終わりましたら、工事完了報告書（様式第12号）に次の書類を添付して提出してください。
 - ブロック塀等（撤去・改修）工事費用に係る領収書の写し（代理受領利用時を除く。）
 - ブロック塀等（撤去・改修）工事費用に係る明細書の写し
 - 全景の完了写真
 - ブロック塀等（撤去・改修）工事費用に係る明細書に記載された請求金額から補助額を差し引いた額の領収書（代理受領利用時に限る。）
 - 交野市ブロック塀等撤去・改修促進事業補助金の代理受領に係る委任状（様式第13号）
 - その他、市が必要とする書類

5. 交野市ブロック塀等撤去・改修促進事業補助金交付額確定通知書（様式第14号）により通知・・・市

- ・内容確認の上、補助金の確定額を通知します。

6. 交野市ブロック塀等撤去・改修促進事業補助金交付請求書（様式第15号）を提出・・・申請者

- ・補助金交付請求書（様式第15号）をご提出いただきますと、概ね1か月後にご指定の金融機関の口座に補助金をお振り込みいたします。

7. 補助金の振り込み

※詳しくは交野市都市計画部営繕課にお問い合わせください。

ブロック塀等補助金交付申請書（様式第1号）の記入例

様式第1号（第1面）

年 月 日

交野市長 様

補助申請者 住 所
(フリガナ)
氏 名
電話番号

印

交野市ブロック塀等撤去・改修促進事業補助金交付申請書

交野市ブロック塀等撤去・改修促進事業補助金の交付を受けたいので、交野市ブロック塀等撤去・改修促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。
また、資格審査のため、市が必要に応じて納税等に関する照会・調査を行うことに同意します。

補 助 年 度	年 度	
ブロック塀等の所在地	交野市	
補助対象工事費（税抜）	撤去	円
	改修	円
補助対象工事実施期間	年 月 日から 年 月 日まで	
補助対象工事施工者	名 称	
	住 所 電話番号	
補助対象工事の概要	撤去概要	
	改修概要	

※改修後に設置するフェンス及び生垣等は、長年にわたり適正な維持管理に努めます。
【添付書類】
(1)申請地の位置がわかる地図（縮尺2,500分の1以上のもの）
(2)撤去または改修するブロック塀等の配置図
(3)撤去または改修するブロック塀等の高さや延長、仕様を示した概要図
(4)ブロック塀等の撤去または改修に要する経費の分かるもの（見積書の写し）
(5)撤去前のブロック塀等の写真

原則、建物の所有者を記入してください

認印可。（一連の手続きに使う印鑑はすべて同じものを使用してください。）

工事の予定期間が決まっている場合は記入（未定の場合は空欄）

（記入例）

撤去概要：既存ブロック塀撤去

延長〇〇m高さ〇〇m

改修概要：独立基礎設置の上、アルミ

フェンス高さ〇〇cm設置

○申請に必要な書類

- 申請地の位置がわかる地図（付近見取図）
- 撤去又は改修するブロック塀等の配置図
- 撤去又は改修するブロック塀等の高さや延長、仕様を示した概要図
- ブロック塀等の撤去又は改修工事見積明細書の写し
- 撤去前のブロック塀等の写真
- 委任状（申請手続き等を依頼する場合）
- 同意書（建物の所有者が複数ある場合）
- 交野市木造住宅除却補助金代理受領予定届出書（様式第2号）（代理受領制度を利用する場合）
- 上記のほか、市が必要とする書類